

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法、内閣法の一部を改正する法律案 【反対討論】（2023年3月29日）

太栄志です。会派を代表して新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案について反対討論を行います。

まず3年を超えた新型コロナウイルス感染症との闘いに、今日に至るまで日本全国の最前線に立ち続ける医療従事者を始めとする多くの皆様のご尽力に、心より敬意と感謝を申し上げます。

以下、反対の理由を3点に絞って申し上げます。

### ① 指揮命令系統の混乱

第一に感染症対策の指揮命令系統の複雑化です。今回提出された法案では、内閣感染症危機管理統括庁の設置後、感染症有事における意思決定の主体は政府対策本部に据え置かれるままであり、統括庁の役割は総合調整にとどまります。また委員会審議の中で統括庁設置後に、コロナ担当の国務大臣は感染症対策における権限をほぼ持たず、統括庁に対する指揮命令の権限を持たないことが明らかになりました。

統括庁の新設が感染症対策の指揮命令系統を複雑化させ、混乱をきたすことは間違いありません。

危機管理の組織は、単純・シンプルでなければならず、平時の行政組織の理論を有事に転用してはいけません。感染症に限らず、自然災害における救命活動や医療提供、生物化学兵器による攻撃やバイオテロへの対処など、危機の種類に関わらず、健康危機管理全般に即応できる機動的かつ強力な指揮命令系統を持つ組織をこそ創設すべきです。

### ② 内閣官房の業務肥大化

第二に内閣官房の業務肥大化です。法案には政府対策本部の事務を統括庁が処理するにあたり、内閣官房の所掌事務規定に基づき、内閣官房に属せられた事務を追加すると記載されています。これは法律に基づく命令によって所掌事務が無制限に拡大する可能性があり、内閣官房の業務肥大化・行政改革の観点からも問題があります。

### ③ 新型コロナ対策の検証必要性

最後に新型コロナ対策の検証の必要性について申し上げます。有識者会議で示された「今後とも社会経済財政への影響、財源のあり方、施策の効果などについて多面的に検証が行われ、的確に政策が進められることを求めたい」との指摘を受けて、さらなる検証を行い、その結果を公表すると共に必要な措置を講ずるべきです。

今回の法案は、政府の危機管理体制を見直す方向性は同じくしているものの、賛同するには不十分であり、この度提出いたしました附帯決議案における指摘事項について、早期実現に向けた検討を進めていただくことを強く求めます。その上で、我が国の健康危機管理体制強化に向けて与野党を超えて取り組む決意を申し上げ、本法案に対する反対討論を終わります。